

事前評価調書

I 事業概要	
事業名	治山事業（予防治山事業）
地区名	新城市池場字寺沢
事業箇所	新城市池場字寺沢
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃溪流を保全し、山地災害を防止する。
事業目標	【達成（主要）目標】 谷止工1個を設置し、荒廃溪流の保全を図る。
事業費	事業費
	25百万円
事業期間	採択予定年度
	平成26年度
事業内容	着工予定年度
	平成27年度
事業費	内訳
	■工事費 25百万円、□用補費 百万円、□その他 百万円
事業期間	完成予定年度
事業内容	平成27年度
事業内容	谷止工1個を設置する。
II 評価	
①事業の必要性	1) 必要性
	判定
②事業の実効性	1) 事業計画
	判定
<p>当該地域では、溪流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いいため、治山事業の実施が必要である。</p> <p>A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。</p> <p>平成27年度に工事を25百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度から平成27年度で、総事業費は25百万円の予定である。</p> <p>合意済み</p> <p>A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。</p>	
III 対応方針	
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】 治山施設の整備状況</p>	